

児童手当制度改革による申請手続きはお済みですか

令和6年10月から児童手当の制度改革により、支給対象が拡充されました。
制度改革により申請が必要で手続きが完了していない方は、手続きをお願いします。
※すでに申請済みの方は、追加の手続きは必要ありません。

制度改革により申請が必要な方

- ① 所得上限超過によって、現在児童手当を受給していない方
 - ② 高校生年代の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない方
 - ③ 児童手当を受給しており、大学生年代の子がいて、かつ、子が3人以上いる方
- ※高校生年代：平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方
※大学生年代：平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、
経済的負担（学費、生活費を負担しているなど）のある方

申請手続きについて

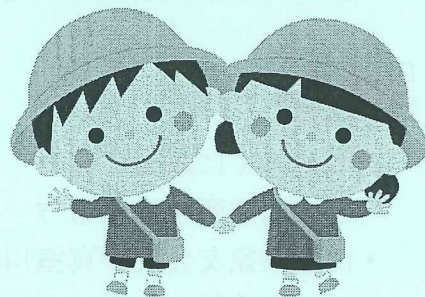
令和6年11月以降の申請については、令和6年10月分からの手当を遡って支給しますので、**令和7年3月31日（月曜日）**までに手続きをお願いします。

令和7年4月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

手続きに必要な書類

- ・ 受給者（保護者）名義の通帳またはキャッシュカード
- ・ 受給者（保護者）及び児童の健康保険証

※受給者は所得の高い方の保護者となります。公務員の方は勤務先にお問い合わせください。



児童手当制度については、
下記QRコードより確認ください。



《問い合わせ先》

真室川町福祉課 福祉係

☎ 62-3436